

平成27年度

(平成26年度実績)

酒田市環境報告書



未来につなげよう
酒田の自然・まちなみ・こころ

目 次

酒田市の概況	1
酒田市環境基本計画	1
自然との共生	2
大気環境	3
水環境	4
騒音・振動	5
悪臭	5
公害等苦情・相談	6
発生源監視	6
ごみとリサイクル	7
廃食用油のリサイクル	9
太陽光発電システムの普及	9
地球環境問題	10
市民のみなさまへ	12

酒田市の概況

酒田市は、山形県の西北部、庄内平野の北部に位置しています。

北は秀峰鳥海山を望み、東に出羽丘陵を背にし、西に日本海、南には庄内平野が広がっており、母なる川、最上川が中央を流れています。

また、酒田沖の北北西 39km には山形県唯一の離島である飛島があり、鳥海山とあわせて鳥海国定公園に指定されています。

酒田市の気候は海洋性気候であり、夏季は高温多湿、冬季は季節風が強く、庄内地域特有の地吹雪が発生します。山間部は多雪ですが、平野部の積雪量は比較的小ない状況といえます。

土地の利用状況としては、市の 63%を山林が占め、農用地は 21%、宅地は約 5%となっています。

私たちのまち酒田は、先人たちが守り育てた歴史・文化と豊かな自然が調和した港町です。

市の木 けやき

その姿は雄大で、つつみ
みこむ優しさを持つことから、古くから身近な存在として地域の人たちに愛されてきた木です。

歴史と伝統、そして伸びゆく本市を象徴し、広い平野をイメージしています。



市の花 トビシマカンゾウ

飛島で初めて発見されたユリ科の花です。

厳しい自然環境の中でも丈夫でよく育ち、海岸に咲くその清楚で美しい姿は、本市の海をイメージしています。



市の鳥 イヌワシ

自然が豊かな場所にだけ生息することができる貴重な鳥です。古くからこの地域の中で自然が育んできた財産であり、大空を勇壮に力強く飛翔する高貴な姿は、本市の山々をイメージしています。



酒田市環境基本計画

平成 17 年 3 月、酒田市環境基本条例第 8 条に基づいて酒田市環境基本計画を策定しました。

望ましい環境のあり方を明らかにし、環境の保全および創造に関する施策を総合的・計画的に推進していくことを目的とする 10 年間の計画です。

合併により市域が広がったことなどから、平成 23 年 3 月に計画の見直しを行いました。

目指す環境像

『未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ』

~ みんなが参加 みんなで創る
環境理想郷 酒田 ~

基本目標

1. 自然環境目標

山に抱かれ、海に開かれた豊かな自然を守り、人と自然が共に生きる環境づくり

- ・豊かで美しい自然を守る
- ・多様な生き物を守る
- ・大切な水と緑と土を守る

2. 生活環境目標

さわやかな空気や水を育み、健やかで心安らぐ環境づくり

- ・さわやかな空気を育む
- ・きれいな水を育む
- ・快適な生活を守る

3. 社会・地球環境目標

環境にやさしい循環型社会を目指し、みんなが参加し行動する環境づくり

- ・ごみを減らし、リサイクルを進める
- ・エネルギーを大切に使う
- ・地球環境問題に足元から取り組む
- ・環境にやさしい心を育む

自然との共生

■鳥海イヌワシみらい館（猛禽類保護センター）

鳥海イヌワシみらい館は、市の鳥「イヌワシ」をはじめとする希少猛禽類の調査研究や普及啓発を行う拠点施設です。

この施設では、猛禽類の生態や、それを取り巻く自然環境の重要性などを理解していただけるよう、展示室が設けられており、一般の方々が無料で観覧・利用できるようになっています。

センターの有効な利活用を推進することを目的に環境省、山形県、酒田市が「猛禽類保護センター活用協議会」を設置し、施設の維持管理や利用者への展示解説を行うほか、自然観察会の企画・実施、学校等からの依頼による環境教育支援や普及啓発に取り組んでいます。



●参加者数、来館者数など（26年度）

観察会	143人（9回実施）
学校教育等支援	459人（12団体）
総来館者数	5,130人（会館日数323日）



鳥海イヌワシみらい館マスコットキャラクターの
「ワッシーくん」



季節ごとの猛禽類を観察する観察会

■傷病鳥獣救護

負傷により、自力で回復することが困難な野生鳥獣の救護を行っています。

酒田市では、平成26年度に28件の野生鳥獣を救護しました。

救護した野生鳥獣は、大部分がハクチョウ等の鳥類となっています。特に冬季は飛行中に送電線へ接触したり、建物へ衝突したりして負傷した白鳥を救護する機会が多くありました。

野生鳥獣を救護した場合、ハクチョウなどの水鳥であれば、酒田飽海野鳥救護所へ搬送します。それ以外の鳥獣であれば、県内にある別の救護所へ搬送する場合もあります。そこで自然復帰できるように処置を行い、回復してから自然へ帰すことになります。

■有害鳥獣捕獲許可

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とし、狩猟鳥獣のうち有害鳥獣捕獲を目的とした場合、10種※の鳥獣について捕獲許可権限を県から市へ移譲されています。

酒田市では平成26年度、カラスなどによる水稻や果樹に対する農作物被害防止及びツキノワグマによる人的被害防止のため2件の有害鳥獣捕獲を許可しました。

※市に捕獲許可権限がある鳥獣名

カルガモ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、ノイヌ、ノネコ、ツキノワグマ（ツキノワグマについては、現に人畜に危害を加えるおそれがある場合に限る。）

《推進していきます》

- 希少猛禽類の保護や自然環境の重要性についての理解を深めるため、鳥海イヌワシみらい館の利用拡大を図り普及啓発に取り組みます。
- 有害鳥獣捕獲許可の際、捕獲数は被害等の防止の目的を達成するための必要最小限とし、安全の確保、静穏の保持、周辺環境への配慮について指導してまいります。

大気環境

■自動測定器による大気汚染物質の常時監視

酒田市内の大気環境の測定については、山形県が若浜局、光ヶ丘局、上田局の3つの測定局で常時監視を行っています。

大気汚染の原因となる物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)の6つについて環境基準が定められており、その内、酒田市内では一酸化炭素を除く5つの物質の測定を行っています。酒田市環境基本計画では、環境基準達成を目指しています。

平成26年度における、各測定局での調査では、5つの項目ともにほぼ横ばい状態で推移しており、光化学オキシダントを除く4つの物質については、環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては、県内の他市と同様に本市においても環境基準を超過する日が発生しており、平成26年度では、基準(0.06ppm)を超過した日が63日ありました(最高値0.093ppm)。しかしながら、注意報を発令する基準(0.12ppm)には至りませんでした。

オキシダント注意報・警報が発令された際は、窓を閉める、目を洗う、うがいをする、外出を控えて自動車の運転をしないといった点に注意してください。

平成26年度における年平均値

環境基準※	県測定局			
		若浜	光ヶ丘	上田
二酸化硫黄(ppm)	0.04以下	0.000	0.000	0.000
二酸化窒素(ppm)	0.06以下	0.004	0.003	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.1以下	0.013	0.014	0.014
光化学オキシダント(ppm)	0.06以下	0.040(超過日数:63)	—	—
微小粒子状物質(μg/m ³)	15以下	10.5	—	—

資料：山形県

※ 環境基準の詳細については、資料編をご覧下さい。

■放射線量測定

酒田市の放射線量測定については、山形県空間放射線量モニタリング計画に基づき、平成23年7月より、県と市が連携して行っています。

毎月1回、県が1箇所(酒田東高校)、酒田市が4箇所(一條小学校、黒森小学校、浜田小学校、松山小学校)を定点として測定しています。測定結果は、0.03~0.07マイクロベルト/時間で推移しており、いずれの箇所でも、国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告を基に定められた

法令上の管理基準(1マイリシーベルト/年)を超えることはなく、除染や被ばく量調査が必要な状況ではありませんでした。

○定点測定結果

(単位:マイクロベルト/時間)

測定場所	測定結果
一條小ヶラウンド	0.04~0.06
黒森小ヶラウンド	0.05~0.07
浜田小ヶラウンド	0.05~0.06
松山小ヶラウンド	0.03~0.05
酒田東高校グラウンド	0.05~0.07

用語

- 二酸化硫黄 重油や石炭などの化石燃料に含まれる硫黄分が燃える過程で生成され、主に工場などから排出される。
- 二酸化窒素 ものが燃えると発生する。空気中の窒素によるものと、燃料中の窒素によるものがある。工場や事業場のほか、自動車が発生源となる割合も高い。
- 一酸化炭素 ものの不完全燃焼によって発生する。主に自動車から排出される。
- 浮遊粒子状物質 大気中に浮遊している粉じんのうち、粒径が10μm以下の小さな粒子状物質をいう。
- 光化学オキシダント 大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽光に含まれる紫外線と光化学反応することで発生する。光化学スモッグの原因物質とされる。
- 微小粒子状物質(PM2.5) 大気中に浮遊する粉じんのうち、粒径が2.5μm以下のものをいい、ボイラー等のばい煙を発生させる施設が発生源である他、黄砂や大陸からの越境汚染による影響もある。

《推進していきます》

- ごみの野焼きなど不適正な焼却を行わないよう啓発に努め、汚染物質の排出を防止します。
- エコドライブの普及やアイドリングストップ等によって排気ガスの排出を抑制し、大気環境の保全に取り組みます。

水環境

河川の環境基準は、生活環境の保全に関して 6 つの段階にわかれています。それぞれの類型に応じて基準値が定められています。酒田市では最上川や新井田川など、8 つの河川で環境基準の類型指定がなされています。

さらに、酒田市環境基本計画では、市内を流れる都市河川の水質として、新井田川と小牧川における BOD 値（75% 値）をそれぞれ 2mg/l 以下、3mg/l 以下とする目標を掲げています。

平成 26 年度は、山形県が、市内の環境基準地点をはじめとした 10 河川 11 地点で調査を行い、酒田市は、1 河川 1 地点で調査を行いました。その結果、環境基準地点における BOD 値は、すべての地点で環境基準を達成しています。

河川の類型指定と BOD 値（75% 値）

河川名	類型	環境基準地点	BOD (mg/l)		
			環境基準	酒田市環境基本計画目標値	H26 年度調査結果(75% 値)
最上川	A	両羽橋	2	-	0.6
京田川	A	亀井橋	2	-	1.2
赤川	A	新川橋	2	-	0.8
新井田川	B	浜田橋	3	2	1.6
日向川	A	日向橋	2	-	1.2
荒瀬川	A	八幡橋	2	-	0.5
相沢川	A	宝永橋	2	-	0.9
藤島川	A	昭和橋	2	-	1.0
小牧川	-	-	-	3	2.9
豊川	-	-	-	-	0.8

資料：山形県

酒田市環境基本計画における目標については、新井田川の BOD 値が 1.6mg/l、小牧川の BOD 値が 2.9mg/l となり、両河川とも目標値を達成しています。

これからも長期的な監視により環境の変化を確認していく必要があります。

小牧川では、農業用水を導水して環境改善を図る事業を実施しており、その効果が現れています。BOD 値は昨年の 4.0 mg/l から 2.9 mg/l へ改善されました。これも地域のみなさんによる熱心な清掃美化活動によって支えられています。

目標値を安定的に達成できる河川にするため、これからも継続的な取り組みが必要です。

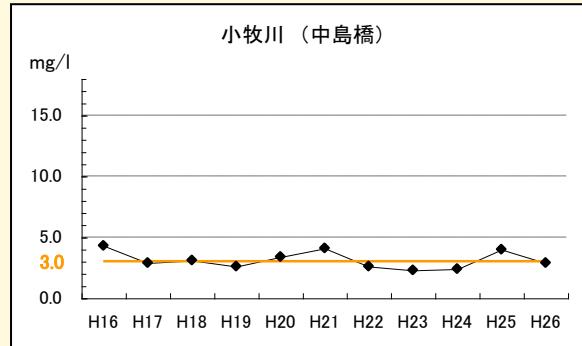
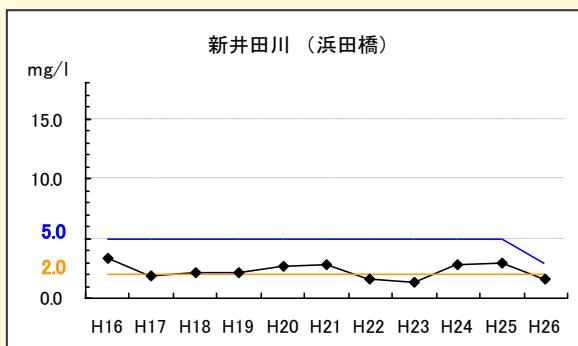
用語

- ・ BOD (生物化学的酸素要求量)
水中の汚濁物が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量を指す。河川の汚染状況を表す指標となっており、その数値が大きいほど水質汚濁が著しい。
- 一般的に、魚が住める水質は BOD が 5mg/l 以下といわれています。

・ 75% 値

- 年間の日間平均値 (y 個) を数値の小さい順に並べたとき、0.75 × y 番目 (整数でない場合は端数を切り上げる。) の数値を指す。

新井田川・小牧川における BOD 値（75% 値）の推移



騒音・振動

騒音や振動の苦情は、日常生活に關係が深く、その発生源も多種多様となっています。

また、人によって感じ方が異なり、主觀や感情も違つてくるために、心理的な影響が大きいとされています。

工場・建設作業・交通機関からの騒音振動については騒音規制法及び振動規制法で規制されており、大きい音の出るおそれのある特定施設を設置する場合や特定建設作業を行う場合には、事前に届け出るよう義務付けられています。

また、飲食店・カラオケボックスなどの深夜営業騒音、拡声器を使用した商業宣伝については「山形県生活環境の保全等に関する条例」により音量や使用可能な時間帯を制限しています。

平成 24 年度より、騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、酒田市内における自動車騒音状況の常時監視を行っています。

平成 26 年度は、市内の 4 区間で直接道路端の騒音測定を実施し、他の 6 区間については推計により評価を行いました。その結果、全体の住居等戸数 2,704 戸全てにおいて、昼夜とも環境基準を達成しています。

騒音レベル	音の大きさの目安
110デシベル	自動車の警笛(前方2m)
100デシベル	電車が通るときのガード下
90デシベル	大声による独唱 騒々しい工場の中
80デシベル	地下鉄の車内
70デシベル	電話のベル 騒々しい街中
60デシベル	静かな自動車 普通の会話
50デシベル	静かな事務所
40デシベル	図書館
30デシベル	郊外の深夜 ささやき声

自動車騒音測定結果（平成 26 年度）

区分	距離 (km)	評価 区間数 (区間)	評価結果(全体)				
			住居等戸数 A+B+C+D (戸)	昼夜とも 基準値以下 A (戸)	昼のみ 基準値以下 B (戸)	夜のみ 基準値以下 C (戸)	昼夜とも 基準値超過 D (戸)
酒田市	全 体 (割合)	24.3	26	2,704 (100%)	2,704 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	一般国道 (割合)	8.0	8	474 (100%)	474 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	県 道 (割合)	16.3	18	2,230 (100%)	2,230 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
H25全国	全 体 (割合)	46,347	27,789	7,209.3(千) (100%)	6,695.3(千) (92.9%)	231.3(千) (3.2%)	29.7(千) (0.4%)
							253.0(千) (3.5%)

悪臭

悪臭とは、人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称です。

悪臭の発生源は工場や事業所、飲食店からの排気によるものや、浄化槽からの排水、堆肥や野焼きによるものなど多岐に渡ります。また、一般的に「いいにおい」と思われるにおいでも、強さ、頻度、時間によっては悪臭として感じられ、苦情の原因となることがあります。

酒田市では、工業専用地域を除く都市計画区域を悪臭防止法の規制地域に指定しています。また、人の嗅覚を利用して悪臭を感覚的にとらえて評価する「三点比較式臭袋法（嗅覚測定法）」を採用しており、13 名の市民を臭気パネルとして登録しています。

臭気指数の規制基準により工場・事業場等の指導をしています。

《推進していきます》

- 騒音・振動・悪臭を発生する施設については、法令の遵守をはじめ、必要に応じて対策を講じるよう啓発・指導を行います。
- 拡声器による宣伝、カラオケ等の営業騒音については、近隣の生活環境へ配慮するよう啓発・指導に努めます。
- 臭気パネルの人員と能力を維持し、臭気測定の体制を充実させます。

公害等苦情・相談

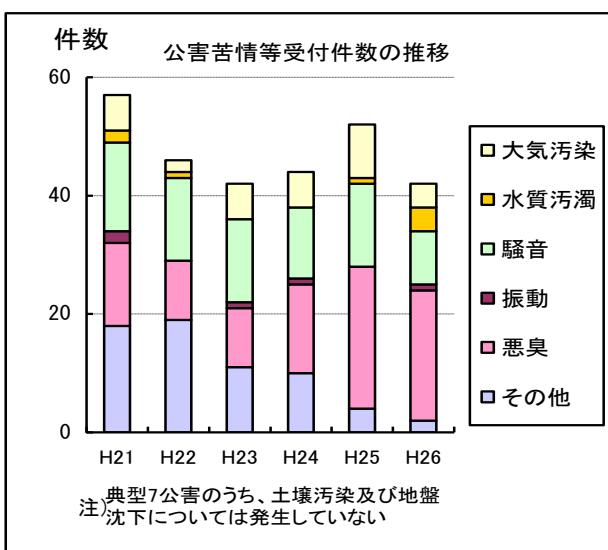
平成 26 年度に酒田市で受付けした公害等苦情と環境関係の相談の総件数は 146 件でした。

公害等苦情は、42 件で、その内、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下）に該当する苦情が全体の約 9 割を占めており、その中でも騒音や悪臭が占める割合が高くなっています。

騒音については、事業活動が原因となるものや犬の鳴き声に関する苦情が多く寄せられました。

騒音以外では、浄化槽や事業活動に伴う悪臭の苦情や、野焼きに関する苦情等がありました。

近年の傾向として、家庭生活に關係した公害苦情が増加しており、その背景には生活様式の変化や環境に対する意識の高まりが關係していると考えられます。



また、典型 7 公害以外についての受付けは 2 件あり、害虫の発生などとなっています。

この外にも、公害苦情以外の相談について受付けした件数は 104 件あり、ペットの飼養に関するものが多くを占めています。

《推進ていきます》

- 快適な生活を守るため、騒音、悪臭、ペットの飼い方等について啓発に努めます。
- 発生した苦情については適切かつ迅速に対応します。

発生源監視

市民の健康と生活環境を保全することを目的とした公害防止（環境保全）協定を、市と締結している事業者に対し、立入調査を実施して協定の遵守状況を監視しています。

■ 水質汚濁発生源立入調査

協定を締結している 3 事業者（4 工場）に対し、排水についての立入調査を年 1~2 回実施しています。

平成 26 年度における立入調査の結果、1 工場において基準値超過があり、原因究明および再発防止対策の実施を指導しました。その他の事業者においては協定を遵守していることを確認しました。

■ 騒音・振動・悪臭発生源立入調査

協定を締結している 1 事業者に対し、騒音・振動について年 1 回、悪臭について年 6 回の立入調査を実施しました。平成 26 年度における立入調査の結果、協定を遵守していることを確認しました。

また、市が覚書の立会人となっている 1 事業者に対し、悪臭についての立入調査を年 1 回実施しました。平成 26 年度における立入調査の結果、目標値を遵守していることを確認しました。

《推進ていきます》

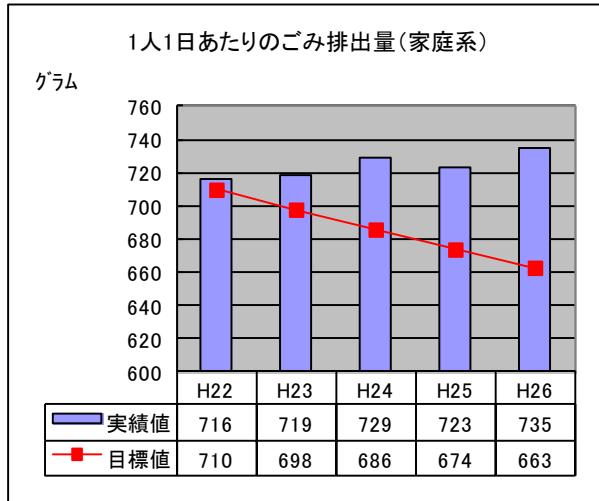
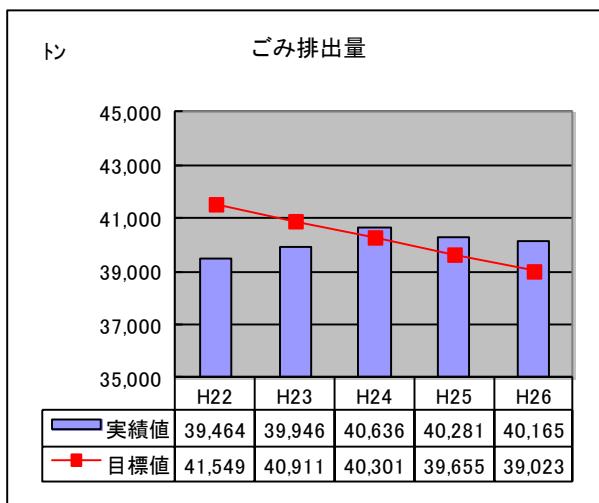
- 繼続して立入調査を実施し、協定値の遵守を求めていきます。

ごみとりサイクル

■ごみ排出量

平成 26 年度の家庭系のごみと事業系のごみを合わせた排出量は 40,165 トンで、ごみ処理基本計画（H19.1 改訂）で定める目標値を超過しています。市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）に換算すると 735 グラムで、これも目標値を超過しています。

今後のごみ排出量については、平成 27 年 3 月に改訂されたごみ処理基本計画に基づき目標値を定めています。



■ごみ減量化対策事業

①集団資源回収

集団資源回収を推奨・支援しています。平成 26 年度は自治会やこども会など 252 団体で実施し、回収量は 2,819 トンとなっています。

②資源ステーション

市内 9ヶ所に資源ステーションを設置し、紙類、ビン類、アルミ類の資源回収を行っています。平成 26 年度の回収量は合計で 564 トンとなっています。

③紙類資源回収

月 1 回（八幡地区は 2 ヶ月に 1 回）ごみステーションにて、紙類資源を回収しています。平成 26 年度の回収量は 706 トンとなっています。

④生ごみ処理容器等助成

生ごみ処理機等の購入に助成をしています。平成 26 年度は、コンポスト 21 件、電動式 5 件の購入に助成を行い、これまでの累計で 5,769 基が設置されています。

■マイバッグ運動の推進

酒田市は、平成 20 年 9 月 5 日に、市内 8 事業者、市民団体（酒田市自治会連合会区長会等連絡協議会、酒田市消費者団体連絡協議会）と「酒田市におけるレジ袋の削減推進に関する協定」を締結しました。

これにより、平成 20 年 11 月 1 日から、市内各店舗においてレジ袋の無料配布中止がスタートし、“マイバッグを持ち歩いてレジ袋を削減しよう”という取り組みの輪が広がっています。

■不法投棄

平成 26 年度の不法投棄の件数は 101 件で、前年度の 130 件に比べ 29 件減少しています。

■海岸漂着ごみの問題

日本の沿岸に押し寄せる海岸漂着ごみは、生物被害などの環境への影響のみならず、水産資源や景観への被害といった経済的な影響もあり、全国的な問題となっています。

酒田市でも庄内海岸や飛島の沿岸に、毎年多くの漂着ごみが押し寄せており、県や市、多くの企業や団体などが主体となって、ボランティア清掃を行っています。

平成 26 年度は計 31 団体、延べ 24 回のボランティア清掃が、市内の海岸・河口・港湾など各地で行われ、約 8.4 トンもの漂着ごみが回収されました。

一方で、海岸漂着ごみの問題には根本的に解決するまでの多くの課題が残されています。



《海岸漂着ごみの主な現状と課題》

【現状】

◆ごみ量の多さと種類の豊富さ

収集作業、処理の困難性

◆処理費用の問題

ごみが流れ着いた先の特定の地域に多大な負担がかかっている。

◆地形的、技術的な制約

重機が入れない地形も多く、大半は人力による作業に頼ることが多いが、漁網や流木など重量や大きさのあるものへの対応には限界がある。

【根本的な解決に向けた課題】

◆河川にごみを流さないための対策

海岸に流れ着くごみのうち、6～8割が河川から流れてくる家庭系ごみと推定されています。

流域での適正なごみ処理の徹底、循環型社会形成による社会全体でのごみ減量が必要です。

◆環境教育とボランティア清掃活動の推進

きれいな海岸を守るため、現状維持と回復に向けてボランティア清掃活動を推進しなければなりません。

◆収集・処理にかかる問題の打開

国を挙げた実態調査をはじめ、処理技術の向上と処理費用の問題の検討が求められます。

◆海外から流れてくるごみ

日本国内の対策だけでなく、国際的に協調し取り組んでいくことが必要です。

《推進ていきます》

- 引き続きごみ減量化対策事業を推進し、1人1日当たり、ごみ減量 100 ケルムを目指します。
- マイバッグ運動の普及に努めます。
- 不法投棄監視員の協力を得て、不法投棄の防止、早期発見に努めます。
- きれいな海岸を守るため、海岸漂着ごみについて、市民の皆さんと共に取り組んでいきます。

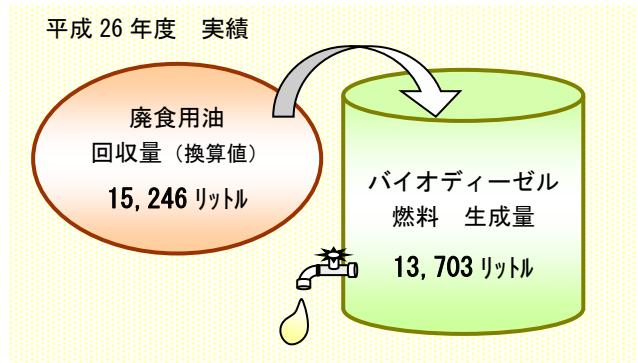
廃食用油のリサイクル

酒田市では、地球温暖化の防止と資源循環型社会の実現を目指し、平成 19 年度から、家庭で使用したてんぷら油のリサイクルに取り組んでいます。

これまで、てんぷら油やサラダ油などの廃食用油は、布などに染み込ませるか、市販の油固化剤を使用して固めてから「もやすごみ」として処理してきました。今まで捨てるしかなかった廃食用油を簡易な方法で回収し、これをバイオディーゼル燃料（B D F）にリサイクルすることで、廃棄物を有効に利用するとともに、ごみの減量化を図ることができます。

回収方法は、ペットボトルに廃食用油を詰めて「もやすごみ」の日に「ごみステーション」に排出する方式です。この方式で、市民の方々が排出しやすく、誰でも簡単に廃食用油のリサイクルに参加することが可能になります。

酒田市のごみ収集車など 12 台がバイオディーゼル燃料だけ走行しています。



用語

- ・バイオディーゼル燃料（B D F）
軽油に似た性状を持ち、ディーゼルエンジンの代替燃料になります。植物油を原料として生成される脂肪酸メチルエステルのこと。
- ◇環境にやさしいB D Fの特徴◇
 - ① 大気中の二酸化炭素を増やさない燃料です。
 - ② 大気汚染の原因となる黒煙、酸性雨の原因となる硫黄酸化物の排出が少ない。
 - ③ 植物から作るため、再生可能な燃料です。
 - ④ 軽油より安価なうえ、燃費も同等なので経済的です。エンジンの改造は不要で、そのまま燃料として使えます。

《推進ていきます》

- バイオディーゼル燃料を 1 年間で 15,000 リットル生成することを目指し、市民の皆さんの協力によって、ごみの減量化と地球温暖化対策に取り組んでいきます。

太陽光発電システムの普及

太陽光発電システムは、太陽電池を用いて太陽のエネルギーを電気に変換（発電）するものです。エネルギー源が無尽蔵で、発電時に二酸化炭素や硫黄酸化物等の大気汚染物質を発生させることなく、騒音も発生しないクリーンな発電システムです。

酒田市では、自ら居住する市内の住宅に、住宅用太陽光発電システムを新規に設置する方に対して、国や県の補助制度と併せて活用できる補助制度を、平成 21 年 4 月より開始しています。（※国の補助制度は 25 年度で終了）

平成 26 年度の補助金の額は、太陽電池モジュール（10kW 未満対象）の公称最大出力 1kW あたり 3 万円で、限度額は 12 万円でした。

平成 26 年度の補助件数は 69 件、補助金額は 8,097 千円で、補助対象となった太陽光発電システムの公称最大出力の合計は 341.31kW となり、1 件あたりの平均は 4.94kW でした。

住宅用太陽光発電補助対象の太陽電池平均出力 (kW)

	新築	既築	平均(全体)
酒田市	5.13	4.80	4.94

住宅用太陽光発電補助金交付決定件数 (件)

	新築	既築	計
酒田市	30	39	69

※酒田市、山形県の数値は、平成 26 年度に市の補助を受けたもの

なお、平成 27 年度の市の補助金の額は、太陽電池モジュール（10kW 未満対象）の公称最大出力 1kW あたり 2.5 万円で限度額は 24.9 万円となっています。

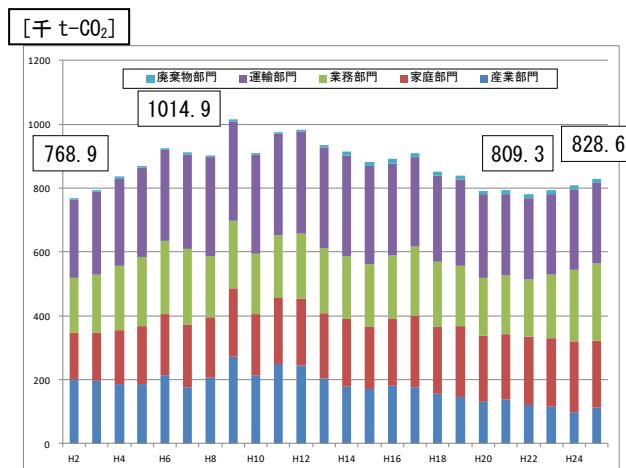
地球環境問題

■酒田市内の温室効果ガス排出量

平成 25 年度の温室効果ガス排出量は 828.6 千トンであり、前年度より 19.3 千トン増加しています。平成 2 年度と比べると、平成 9 年度の 32% の増加をピークに、それ以後は減少傾向にあります。家庭部門においては平成 2 年度比 44.4% の増加となっており、削減に向けた取り組みが必要です。

※酒田市内の温室効果ガス排出量の推計には、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第 1 版）簡易版」を参考に算定しました。

酒田市内の温室効果ガス排出量の推移



(平成 2 年度が、京都議定書の基準年となっています。)

■酒田市役所の取り組み

市役所では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市役所の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減のための取り組みを行い、地球温暖化対策を推進しています。

平成 25 年 2 月には、これまでの取り組みの成果等を踏まえ、「第 2 期酒田市役所環境保全実行計画」を策定しました。この計画に基づき、市役所自らが行う全ての業務に伴って排出する温室効果ガスの量を、平成 29 年度までに、基準年度の平成 23 年度と比較して 5% 削減することを目標に、さらなる温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みを行っています。

酒田市役所の目標

「温室効果ガスの排出量を 5% 削減します。」

(基準年：平成 23 年度)

「グリーン購入を推進します。」

■市役所の温室効果ガス排出量

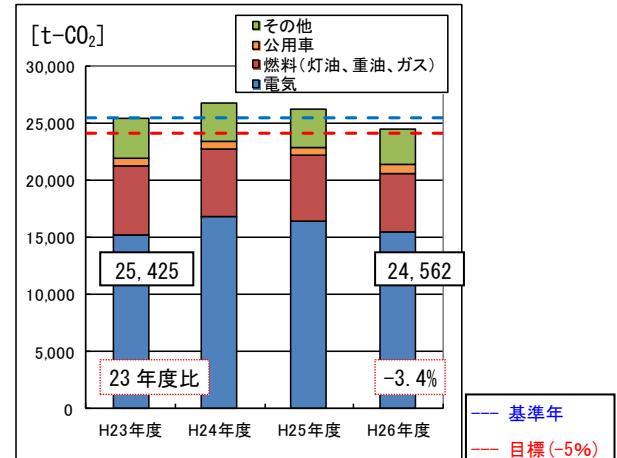
平成 26 年度は、原子力発電所の停止等の影響による電力不足への対策のため、引き続き、節電や省エネの取り組みが行われました。また平成 23 年度と比べて冬の平均気温も高く、冬日も少なかったことも影響し、電気や燃料の使用量は減少しました。その結果、温室効果ガス排出量も平成 23 年度と比較して 3.4% 減少しました。

なお、平成 23 年度の電気使用に係る排出係数(※1)に固定した場合、平成 23 年度と比較して 5.9% 減少となりました。

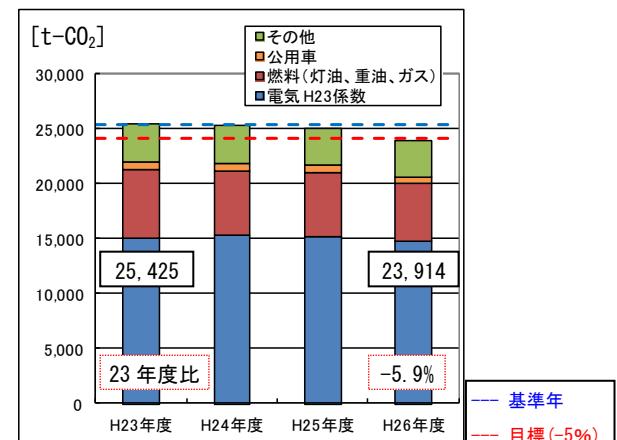
年度	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	平成 23 年度比
平成 23	25,425	
平成 26	24,562	▲3.4%
	23,914 (電気使用に係る排出係数(※)を 平成 23 年度の値に固定した場合)	▲5.9%

(※) 各電力会社がその年に火力発電所等で石油や石炭などを燃やした時に排出した 1kWh 当たりの二酸化炭素量より算出した係数 (kg-CO₂/kWh)。火力発電の割合が大きいと係数は大きくなる。平成 23 年度より平成 25 年度の係数が大きい。

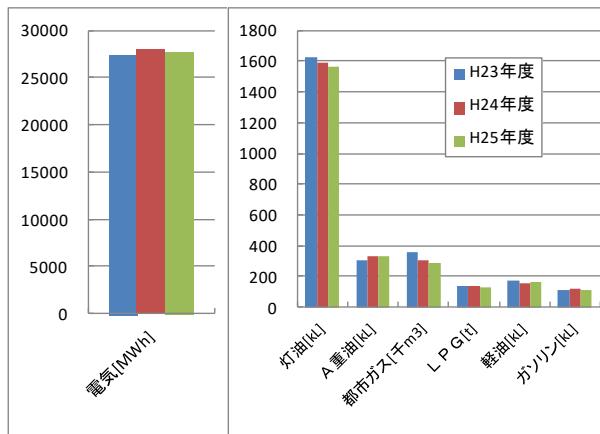
市役所の事務事業からの温室効果ガス排出量の推移



<電気使用に係る排出係数を平成 23 年度の値に固定した場合>



■酒田市役所の燃料等使用量



平成 26 年度の市役所の燃料使用量は、平成 23 年度比で電気が 2%、灯油が 13%など、すべてにおいて減少しました。

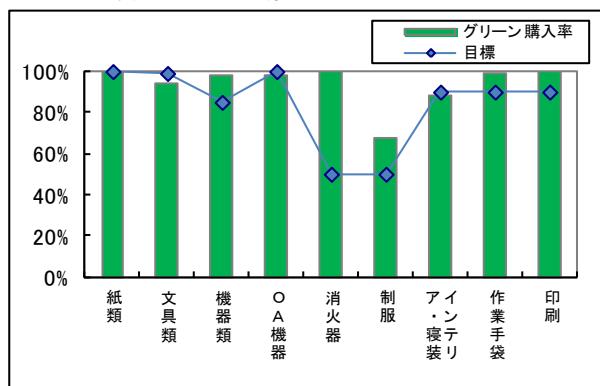
原因としては、平成 23 年度と比べて、冬の平均気温が高く冬日も減少したこと、また職員や施設利用者の省エネの取り組み効果により、暖房費等にかかる燃料使用量の減少が考えられます。

■平成 26 年度のグリーン購入実績

国等による環境物品等の調達方針に倣い、環境に配慮した物品の調達に取り組みました。

全体としての成果は、物品の購入数を基に計算したグリーン購入率で 99.5%となっております。

平成 26 年度 グリーン購入率



～エコキャンドル作成事業～



平成 23 年度より、小学校の高学年を対象に、廃食用油

を原料としたエコキャンドル作成を行っています。そしてリサイクルをはじめとする 4Rに関する説明を行うことにより、ゴミの減量化や省エネルギーについても考えてもらいます。このエコキャンドルを夏至と七夕（クールアースデー）のライトダウンを行う際に使ってもらうことで、地球温暖化防止を含めた環境教育にもつながっています。平成 26 年度の参加人数は、14組33名でした。

～緑のカーテン事業～

緑のカーテンとは、つるが伸びる植物を育てて壁や窓をカーテンのように覆うことで、夏の暑さをやわらげようとするものです。室内温度の上昇を防ぎ、快適に過ごすことができれば、エアコンなどの使用を控え、エネルギー消費を減らすことにつながります。簡単にできる省エネ・地球温暖化対策として市役所でも平成 20 年度から取り組んでいます。

平成 25 年度までは、ゴーヤの苗を配布していましたが、平成 26 年度からは、より多くの市民や事業所の方からも取り組んでいただくためにゴーヤの種と育て方の手引を無料で配布しました。

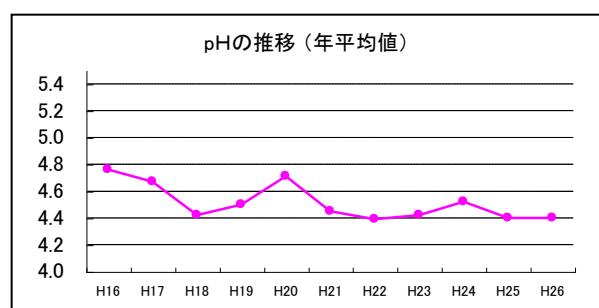
<配布状況（約 9,160 粒）>

・市民の方	5740 粒
・市内事業所	480 粒
・コミュニティセンター	330 粒
・法人保育園・幼稚園・高校等	1370 粒
・市の施設(市立保育園・小学校含む)	1240 粒

■酸性雪調査

酒田市では、東北都市環境問題対策協議会による共同調査として、酸性雪の調査を行っています。

調査の結果、平成 13 年度以降 pH4.3 から 4.8 の範囲で推移しており、依然として酸性化していることが認められます



《推進していきます》

- 引き続き、市の事務事業から出る温室効果ガスの削減をはじめ環境負荷の低減に取り組みます。
- 省エネや太陽光発電など地域の温暖化対策の輪が広がるよう、啓発や事業を行います。
- 環境学習や出前講座を通じて、地域の環境への意識の向上を図ります。

第2次酒田市環境基本計画の目標指標達成を目指して

【第1次酒田市環境基本計画の検証】

数値目標の現況

第1次環境基本計画では12項目にわたる具体的な数値目標を掲げ、環境問題に取り組んできました。

そのうちの4項目について、目標に到達していない状況にあります。

項目	内容	達成目標	平成26年度状況
自然保護に関する普及啓発事業 (市主催・共催)	自然観察会等 参加者数	1,500人以上	1,492人
身近な河川の水生生物	生息種	新井田川 確認種10種以上	15種
		小牧川 確認種8種以上	23種
新井田川の水質	BOD75%値	2mg/l以下	1.6 mg/l
小牧川の水質	"	3mg/l以下	2.9 mg/l
二酸化硫黄	2%除外値	環境基準 (日平均0.04ppm以下)	0.001 ppm
		(1時間値0.1ppm以下)	0.009 ppm
二酸化窒素	98%値	環境基準 (0.06ppm)	0.009 ppm
浮遊粒子状物質	2%除外値	環境基準 (0.10mg/m ³)	0.043 mg/m ³
一酸化炭素	2%除外値	環境基準 1日平均10ppm以下	0.3 ppm (H23)
光化学オキシダント	1時間値最高値	環境基準 (0.06ppm)	0.093 ppm
ごみ排出量	年間総排出量 (資源回収量を含む)	45,800t以下	44,312 t
一人当たりごみ排出量	家庭系ごみ1日当たり排出量	652g以下	735 g
リサイクル率	ごみ資源化量 ÷ごみ排出量	25.1%以上	16.0 %

※太枠は、目標を達成していない項目

今後は、平成27年3月に策定しました

第2次酒田市環境基本計画における目標指標

の達成にむけて、「市民の役割」「事業者の役割」

「市の役割」を明らかにし、取り組みを進めて

いきます。

(詳細につきましては、第2次酒田市環境基本計画をご覧ください)

—平成27年度版酒田市環境報告書—

(平成26年度実績)

<お問い合わせ>

〒998-0104

山形県酒田市広栄町三丁目133番地

酒田市環境衛生課

TEL:0234-31-0933 FAX:0234-31-0932

E-mail:kankyo@city.sakata.lg.jp